相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市瀬山五〇八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小菅　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区道場北二丁目三一一番地の一、最後の住所千葉市中央区道場北二丁目一〇番八号　被相続人　亡　紺谷　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号　福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市上高根五九五番地、最後の住所千葉県市原市上高根五一三番地　被相続人　亡　関原　珠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番七号千葉中央ハイツ五〇三山本宏行法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　宏行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市見広一八〇六番地二〇、最後の住所横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町二二三番地四〇　被相続人　亡　丸茂　ミツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地五　横浜エクセレントXVI　六階

相続財産管理人　弁護士　小川　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東深津町五丁目三二四七番地一、最後の住所川崎市高津区坂戸三丁目二三番一―六〇三号　丸岡マンション　被相続人　亡　竹島　正毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地有楽ビル六階　森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　質

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港南区笹下四丁目四七四三番地、最後の住所横浜市港南区笹下四丁目八番三―二〇五号　笹下ハイツ　被相続人　亡　鈴木　太一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　弁護士　吉川知惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市水引二丁目一番、最後の住所神奈川県厚木市旭町五丁目四三番八―一一〇二号　被相続人　亡　川原　明宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル二階　まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石森加奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区船橋三丁目三七七番地、最後の住所横浜市青葉区藤が丘一丁目二一番地二二　カインドハイツ一〇二　被相続人　亡　種田　紘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

横浜市中区住吉町一―二　スカーフ会館五階　相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区寺山町二四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邊　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

事務所横浜市中区太田町一―九　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市京町一二番地、最後の住所富山県高岡市京町六番一八号　被相続人　亡　寺町　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル

相続財産管理人　弁護士　加藤　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市高月町三六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　碓井　滿洲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

富山県富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室

相続財産管理人　弁護士　大浦　清和

平成23年度決算公告

平成24年7月25日

東京都北区豊島1丁目38番10号

一般財団法人印刷朝陽会

理事長　垣水　孝一

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,073
	固定資産	527,400
	合計	539,473
負債及び正味財産の部	流動負債	1,304
	固定負債	—
	負債合計	1,304
	指定正味財産	1,100
	一般正味財産	537,069
	正味財産合計	538,169
	合計	539,473

第１期決算公告

平成24年7月25日

東京都千代田区岩本町二丁目４番５号

公益財団法人住本育英会

代表理事　矢部　節二

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,148
	固定資産	673,279
	合計	680,427
負債及び正味財産の部	流動負債	14
	固定負債	—
	負債合計	14
	指定正味財産	563,779
	一般正味財産	116,633
	正味財産合計	680,412
	合計	680,427

第１期決算公告

平成24年６月28日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

株式会社Ruby I

代表取締役　佐藤　直樹

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,767,922
	資産合計	3,767,922
負債及び純資産の部	流動負債	633
	負債合計	633
	株主資本	3,767,289
	資本金	0
	資本剰余金	3,767,999
	資本準備金	3,767,999
	利益剰余金	△710
	その他利益剰余金	△710
	（うち当期純損失）	(710)
	純資産合計	3,767,289
	負債・純資産合計	3,767,922